

議案第43号

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

放課後子どもクラブの開所時間について、延長して開所できる時間を拡充するとともに当該時間の利用に係る利用料について定めるほか、3月31日を開所日に変更するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(開所時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める時間に限り、子どもクラブを延長して開所することができる。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第1項第1号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後5時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第1項第2号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>前項第1号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午前7時30分から午前8時までの間</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>午後5時から午後7時までの間</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>前項第2号に掲げる日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>午後6時から午後7時までの間</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 8月12日から8月16日までの日</p>	区分	時間	<u>第1項第1号に掲げる日</u>	<u>午後5時から午後7時までの間</u>	<u>第1項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>	<u>前項第1号に掲げる日</u>	<u>午前7時30分から午前8時までの間</u>		<u>午後5時から午後7時までの間</u>	<u>前項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>	<p>(開所時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項第1号及び前項第1号の場合にあっては午後5時から午後7時までの間、第1項第2号及び前項第2号の場合にあっては午後6時から午後7時までの間、子どもクラブを延長して開所することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>3月31日及び</u>8月12日から8月16</p>
区分	時間												
<u>第1項第1号に掲げる日</u>	<u>午後5時から午後7時までの間</u>												
<u>第1項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>												
<u>前項第1号に掲げる日</u>	<u>午前7時30分から午前8時までの間</u>												
	<u>午後5時から午後7時までの間</u>												
<u>前項第2号に掲げる日</u>	<u>午後6時から午後7時までの間</u>												

2 (略)

別表第4(第9条関係)

1か月の利用日数のうち, 第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

備考

- 1 午前7時30分から午前8時までの時間帯の利用は, 表の利用日数に含めない。
- 2 午前7時30分から午前8時までの時間帯の利用に係る加算金の額は, 当該時間帯に利用した回数1回につき, 100円とする。

日までの日

2 (略)

別表第4(第9条関係)

1か月の利用日数のうち, 第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

付 則

この条例は, 令和6年7月21日から施行する。